

(趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱(平成18年要綱第25号。以下「要綱」という。)に基づき、町が作成する広報いな(以下「広報紙」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙のページ全面並びに表紙及び最終面を除く最大6ページにわたる下二段とし、その場所、広告順序等については町長が定める。

2 町は、広告掲載申込者が多数あるなど、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合には、新たに広告枠を設置することができる。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ページの全面(横180ミリメートル、縦257ミリメートル)
- (2) ページの2分の1(横180ミリメートル、縦128.5ミリメートル)
- (3) 下二段(横180ミリメートル、縦90ミリメートル)
- (4) 下二段の2分の1(横90ミリメートル、縦90ミリメートル)
- (5) 下二段(横180ミリメートル、縦45ミリメートル)
- (6) 下二段の2分の1(横90ミリメートル、縦45ミリメートル)

(広告掲載料)

第4条 広告掲載一回当たりの広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ページの全面(カラー) 140,000円
- (2) ページの全面(白黒) 100,000円
- (3) ページの2分の1(カラー) 80,000円
- (4) ページの2分の1(白黒) 50,000円
- (5) 下二段(白黒) 40,000円
- (6) 下二段の2分の1(白黒) 20,000円
- (7) 下二段(白黒) 20,000円
- (8) 下二段の2分の1(白黒) 10,000円

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、毎年1月に翌年度の募集を行い、枠数に空きがある場合は随時募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広報紙に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報いな広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする原稿を添付して、別に定める申込み期限内までに町長に提出しなければならない。

2 前項の掲載しようとする原稿は、紙又はCD-R等の電子記憶媒体によるものとする。

3 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、広報いな広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「掲載者」という。)は、町の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(掲載者の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、掲載者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 町長は、納入者が一度納入した広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載を決定した後に掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年11月10日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

広報いな広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)  
伊奈町長

申込者 事業所所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

次のとおり広告を掲載したいので、伊奈町有料広告掲載取扱要綱及び広報いな有料広告掲載基準の規定に基づき、原稿を添えて申し込みます。

- 1 掲載希望回数 回
- 2 掲載希望号 申し込まれる号の右欄に、ページ全面(カラー)の場合は「1」、ページ全面(白黒)の場合は「2」、ページ2分の1(カラー)の場合は「3」、ページ2分の1(白黒)の場合は「4」、下二段の場合は「5」、下二段の2分の1の場合は「6」、下一段の場合は「7」、下一段の2分の1の場合は「8」を記入してください。

年	号	掲載希望
年	5月号	
	6月号	
	7月号	
	8月号	
	9月号	
	10月号	
	11月号	
	12月号	
年	1月号	
	2月号	
	3月号	
	4月号	

第2号様式(第6条関係)

広報いな広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

伊奈町長

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 次の条件を付して掲載する。
  - (1) 広告の掲載は、次のとおりとする。
  - (2) 広告掲載料は、指定期日までに伊奈町に納入すること。
  - (3) 広報いなに編集上の使用が生じたときは、この決定通知書を変更、又は解除することができる。
  - (4) (3)による決定通知の変更または解除の結果、貴殿に損害が生じても、町は賠償の責任を負わない。
- 2 掲載しない。  
(理由)